

パブリックコメント 皆さんのご意見をお聞かせください

- 案件名 村上市景観条例(案)
 - 概要 村上らしい魅力ある景観を後世に引き継ぐために市・市民・事業者の責務を明確にし、必要事項や届け出行為などを定めるものです。
 - 意見を提出できる人 市内在住の人、市内に勤務・通学している人、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体
 - 募集期間 9月17日(火)～10月7日(月)
 - 条例案および資料の閲覧・意見書の入手方法
都市整備課、各支所産業建設課の窓口のほか、市ホームページ(「パブリックコメント」で検索)でも閲覧・ダウンロードできます。
 - 意見の提出方法 意見書(所定の様式)に住所、氏名、電話番号、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。
 - ①持参 都市整備課計画室または各支所産業建設課
 - ②郵送 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市都市整備課 計画室 あて
 - ③ファクシミリ 53-3840
 - ④電子メール tokei-keikan@city.murakami.lg.jp
 - その他 お寄せいただいた個人情報、他の目的には使用いたしません。また、個別回答は行いません。
- 問い合わせ 都市整備課計画室 ☎53-2111(内線513)

高齢者の暮らしを地域で 守り、支え合いましょ

9月は高齢者見守り月間です

新潟県では、敬老の日を迎える9月を「高齢者見守り強化月間」と定め、市では、毎年この期間に合わせて声かけや見守り活動を呼びかけます。

近所の皆さんが高齢者世帯への「見守り」や「声かけ」などを通して、さりげない支援を進めることが大切です。お近くの高齢者が、いつもと様子が違ったり、おかしいなと感じたりした時は、すぐに連絡をお願いします。

9月は、厳しい残暑が続くことから、熱中症などへの注意が必要です。特に一人暮らしの高齢者や高齢者のみ帯では、「今まで大丈夫だったから」と思っている、急に具合が悪くなる場合があります。

高齢者を守るためには、日ごろから



あぐにできる

簡単支援のおススメ

- 1 高齢者にとって、ついでのごみ出し協力も大変大きな支援になります。
- 2 「具合悪くない?元気?」などと、ニッコリ笑顔で声をかけるだけでも大きな見守りになります。
- 3 回覧板を回るときは、声かけのチャンスです。声をかけてあげることも支援につながります。

- 問い合わせ
介護高齢課高齢福祉係
☎53-2111(内線367)